

平成30年度 甲府市立城南中学校 いじめ防止基本方針

<はじめに>

いじめは、決して許される行為ではなく、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

そこで、本校では、平成25年9月28日に『いじめ防止対策推進法』が策定されたことを受け、国、県、市の「いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、生徒の尊厳を保持することを目的とし、いじめの問題を克服に取り組むための対策を総合的かつ効果的に推進するために、城南中学校いじめ防止等のための基本方針を策定をした。

第1章 いじめ防止に関する基本的な考え方

1 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

[いじめ防止対策推進法第2条]

(2) 具体的ないじめの態様

- ①冷やかしやからかい
- ②悪口や脅かし文句、嫌なことを言われる
- ③仲間はずれ、手段による無視をされる
- ④軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ひどくぶつけられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

2 いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に危険を生じさせる恐れのあるものであり、学校における重要課題の一つである。

そのため、学校の全教育活動を通じて、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し会える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめ問題への対応は学校が一丸となって組織的に対応するとともに、関係機関や地域・保護者の力も積極的に取り組む必要がある。

いじめは、決して許される行為でないが、一方では「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうることであり」との立場に立ち、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、迅速かつ適切に対処し、さらにその再発防止に努めていかなければならない。

3 いじめ対策の組織

【いじめ対策委員会】 定例委員会：毎週1回、特別委員会：年間2～3回

＜構成員＞校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、支援担当、学年副主任、SC
必要に応じて、スクールサポーター・児童福祉等を含むことができる

＜役割・検討内容＞

定例委員会：いじめの相談窓口、いじめの情報の収集・共有・記録
いじめ情報への組織的対応

特別委員会：いじめのアンケートの分析・対応、いじめ基本方針等の検証見直し

【重大事態調査委員会】年間2～3回（いじめによる重大事態発生時）

＜構成員＞校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、該当学年主任、該当担任、SC
必要に応じて、校医、学校評議員・スクールサポーター・児童福祉司
市自立支援カウンセラー、指導主事を含むことができる

＜役割・検討内容＞

事実関係調査、該当生徒・保護者への情報提供、市教委・市長への報告

4 いじめ対策年間指導計画

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
未然防止	心豊かで、思い遣る心を持つ生徒の育成 いじめを許さない学級、学校づくり					
	<ul style="list-style-type: none"> ・わかる授業づくり、居場所づくり（規律・学力・自己有用感） ・道徳教育の推進、規範意識の高揚 ・学校だより・ホームページの等による情報提供 					
		いじめ追放宣言	ネット犯罪防止教室		いじめ防止職員研修	
早期発見	定期的な教育相談、日常的な教育相談・観察 スクールカウンセラー・保健室での観察・教育相談					
	家庭訪問での相談	生徒学校生活調査 二者懇談		生徒学校生活調査 三者懇談		
その他	いじめ対策委員会（週1回、生徒指導部会を兼ねる）					
	基本方針の確認					

	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月
未然防止	心豊かで、思い遣る心を持つ生徒の育成 いじめを許さない学級、学校づくり					
	<ul style="list-style-type: none"> ・わかる授業づくり、居場所づくり（規律・学力・自己有用感） ・道徳教育の推進、規範意識の高揚 ・学校だより・ホームページの等による情報提供 					
早期発見	定期的な教育相談、日常的な教育相談・観察 スクールカウンセラー・保健室での観察・教育相談					
	いじめアンケート（無記名） 二者懇談		生徒学校生活調査 三者懇談	保護者アンケート（学校評価）	生徒学校生活調査	
その他	いじめ対策委員会（週1回、生徒指導部会を兼ねる）					
						教職員取組アンケート 基本方針の見直し

第2章 いじめの未然防止

1 いじめの未然防止に関する考え方

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、いじめを受けた生徒等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、治療的な関わりだけでなく、未然防止やいじめが起こりにくい集団づくり、安全安心な学校づくりなど、学校、家庭、地域住民が連携を深める中で生徒の人間性をはぐくみ、思い遣る心の育成を図りつつ、積極的にいじめの防止対策に取り組まなければならない。

2 いじめを未然に防止するための方策

全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにすべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように

(1) 居場所づくり、絆づくり

①居場所づくり・絆づくりを行い、よりよい集団づくりを行う。

- すべての生徒が安心感をもてる学級づくり
- すべての生徒が活躍できる場の準備

②わかる授業、すべての生徒が参加・活躍できる授業を工夫する。

- 学習規律の徹底
- 一人一実践により全教員が授業公開
- 単に学力向上を目指す授業ではなく、すべての子どもが授業に参加し、活躍でき理解できる工夫

③異年齢集団間、異校種間の連携を深める。

- 縦割りや小中連携交流を活発にし、どの生徒にも活躍できる場を工夫する

④いじめ問題に対する学校の取り組む評価をPDCAサイクルで行い、取り組み内容の検証を行う。

- 「取り組みアンケート」を作り年間計画にアンケートの実施を位置づけ、未然防止への取り組みの検証を行う
- 学期末に各学校で検証・分析した結果を市教委に報告する

⑤全職員でいじめの理解について研修会を実施し、いじめの理解に努める。

- ・いじめのメカニズム、特徴、事例を研修し、教員自身がいじめ理解を深めることができる職員研修を実施する

⑥校長を中心とした組織体制を構築し、全職員が一致協力した体制の確立するため、年度の初めの職員会議等で学校基本方針を確認する。

- ・校長のリーダーシップの下、いじめ問題に対して共通理解を深める

⑦職員会議、校内研究などで、教職員の研修を継続的に実施する。

- ・国立教育政策研究所「いじめに関する校内研修ツール」等を参考に実施

⑧行事、会議を精選し生徒と向き合う時間の確保に努める。

- ・学校の教育目標の達成するのにふさわしい学校行事であるかを確認し、各行事の必要性を再検討する

(2) 豊かな心を育てる

①道徳教育を充実し、思い遣る心の育成や規範意識の醸成に努める。

- ・年間指導計画に基づいた計画的な道徳の授業の実施と、全教育活動をとおしての道徳教育の推進

②体験活動の充実や生徒が自主的に行う活動や体験活動の充実各校が連携して取り組む活動など、自治的活動を支援する。

- ・少年議会「いじめ撲滅宣言」、「いじめ追放の署名」への署名、心を耕す朝読書
- ・花や掲示などの環境整備

(3) 地域や保護者への働きかけ

①学校だけでは対応できない事案において警察などの関係機関との「緊急時の連携」に備え、「日々の連携」(交通安全教室や防犯教室、地域の情報交換など)をするように心がける。

- ・交通安全教室やサーバー犯罪教室などを年間計画に位置づけ、生徒の啓発を図る一方、警察と定期的に情報交換を行い、情報共有体制を構築する

②保護者・地域への啓発

- ・ P T A 学年及び学級部会等における学習会
- ・ 「学校だより」、HP 等による提供
- ・ 情報モラル教育の推進

第 3 章 早期発見

1 早期発見への取り組み

(1) 早期発見に関する考え方

いじめの発見は、いじめの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、生徒の些細な変化に気づく力を高めることが必要である。いじめは大人が気づきにくく判断しにくい判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり無視したりすることなく積極的にいじめを認知することが重要である。

さらに、いじめの早期発見のため、学校や甲府教育委員会は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して生徒を見守って行くことが不可欠である。

(2) いじめを早期に発見するための方策

① 普段から生徒への態度や関わり方を工夫し、いじめの早期発見に努める。

- ・ 休み時間や放課後などの生徒言動の観察
- ・ 学級日誌・生活ノート等からの生徒の悩みの把握

② いじめを早期発見するために、定期的な調査その他必要な措置を講じる。

- ・ いじめ調査
- ・ 速やかに実施・集計できるいじめアンケート（無記名）の実施
- ・ 定期的に「生徒学校生活調査」の実施
- ・ 学期末に学期ごとの調査結果を市教育委員会に報告する

③ いじめの相談を受けることができる相談体制を整備し、いつでも相談できる体制を整備する。

- ・ 保健室や相談室での日常的な教育相談
- ・ スクールカウンセラーによる教育相談
- ・ 昼休みや放課後等を利用した計画的な教育相談
- ・ 家庭訪問・学期末三者懇談での相談

④電話相談窓口等の周知

- ・いじめ不登校ホットライン、市教委電話相談等の周知

第4章 いじめの対処

1 いじめの対処に関する考え方

いじめを認知した場合は、まず、教師がその場でいじめ行為を止めさせることを最優先し、被害者を守る、壁として立つという姿勢を頑固に示すことが重要である。その後、加害、被害生徒の話我真摯に聴取し、傾聴し、教育的な視点に立って、問題の原因を探り、解決を図ることを基本的な確認事項とする。

また、「いじめ」の中には、犯罪行為として扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれている。これらについて早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制を整備しなければならない。

2 いじめに対処するための方策

該当生徒を始めようとする他の生徒との関係修復を経て、当事者や周りの者同士を含む集団が好ましい集団活動を取り戻すような働きかけを。

- (1) いじめに対処する手順を明確にし、校長のリーダーシップの下、速やかに対処し、早期解決を図る。

- ・事実確認、反省指導、謝罪の会など全職員がいじめ対応の手順を明確に理解し確認しておく

- (2) いじめの対応が難しくなり、長期化すると予見されるときは、いじめ対策支援チームに依頼し、問題の早期解決を図る。

- ・いじめ事案は、担任個人や一部の教員で抱え込まず組織で対応する。難しい事案で、学校が教育上必要な指導を行っているにもかかわらず解決が難しいと判断される場合は、いじめ支援チームを要請する
- ・いじめ支援対策チームには、自立支援カウンセラー、心理療法士、発達相談員など

(3) インターネットなどを介して行われるいじめの解決にして、市教育委員会に関係機関との連携を依頼し、その解決を図る。

- ・ ネット上のいじめの発見・情報があった場合には迅速に情報収集と事実確認を行う
- ・ 学校は、書き込み者本人に削除を求める。掲示板などの対応は、関係機関に依頼する

(4) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきもの、重大な被害と認められるときは、市教育委員会と連絡を取り、所 警察署、関係機関等と相談して対処する。

- ・ 重大事態に対しては、加害生徒に対しては、校長の判断の下に別室指導をさせたり、教育委員会の責任と権限において出席停止の措置を取るなど「被害児童生徒を守る」「いじめは絶対許さない」という姿勢で対応する

(5) 加害生徒、被害生徒の保護者に対して十分な説明、指導を行う。

- ・ 被害生徒及びその保護者の相談には真摯に傾聴し、今後の指導方針について説明すること、また、加害生徒及びその保護者には、事実関係を詳細に確認し、保護者の理解と納得を得た上で以後の対応について説明する

《いじめられた生徒保護者への支援》

- ア) 関係者から情報収集
- イ) 被害生徒からの聴取（自尊感情・プライバシーへの配慮）
- ウ) 保護者への連絡（守り通すこと・秘密を守ることなどを伝え不安の除去）
- エ) いじめられた生徒の安全・安心確保、職員組織での見守り生徒への寄り添い

《いじめた生徒への指導・保護者への助言》

- ア) いじめた生徒からの聴取
- イ) いじめをやめさせ再発を防止する指導（いじめた生徒への別室指導、SC等専門家の活用）
- ウ) 保護者への迅速な連絡（保護者の理解・納得の上で連携した対応）
- エ) 事後の見守り・指導（自らの行為の責任を自覚させ、いじめに向かわせない力を育む）

(6) いじめが起きた集団への働きかけを行う。

- ・ いじめを見ていた生徒にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持たせる
- ・ 同調していた生徒には、いじめに加担する行為であることを理解させる

第5章 重大事態への対処

重大事態が発生した場合には、学校の設置者又はその設置する学校は、学校の設置者又はその設置する学校の下に、組織を設け、適切な方法により重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

[いじめ防止対策推進法第28条]

1 重大事態とは

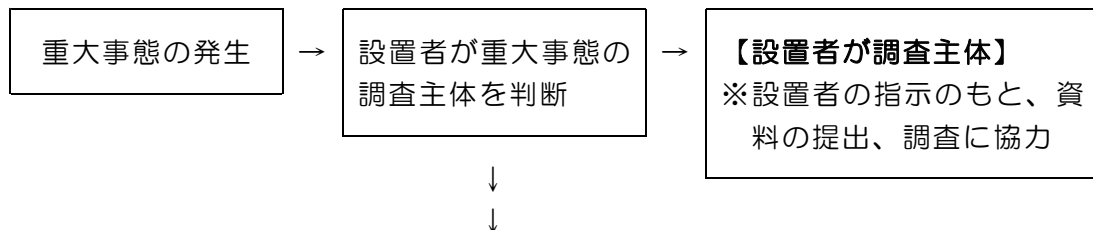
(1) 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

- 生徒が自殺を企画
- 身体に重大な被害
- 精神性の疾患を発症

(2) 相当な期間欠席を余儀なくされている場合

- 年間30日を目安

2 重大事態が発生した場合の対応とは



【学校が調査主体】

- ①校内に「重大事態調査委員会」を設置
 - ※専門的知識経験を有する者
 - ※第三者の参加により公平性・中立性を確保
- ②「重大事態調査委員会」で事実関係を網羅的に把握
 - ※アンケート等は開示対象であることを説明
- ③いじめを受けた生徒・保護者に対して情報を適切に提供
 - ※情報を適時適切に報告
 - ※個人情報には配慮するが個人情報保護を縦に説明を怠ることのないように
- ④調査結果を学校の設置者に報告
 - ※希望により「いじめを受けた生徒・保護者の所見をまとめた文書」を添えて提出
- ⑤調査結果を踏まえた必要な措置